特定路外駐車場チェックリスト

(根拠法令:移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令)

構造及び設備に関する基準のチェックリスト	
※次の各項目の基準を満たしていることを確認して、□にレ点チェックしてください。	
	たは、項目の最後に「該当なし」と記入してください。 「
根拠法令条文	項目
路外駐車場	1. 駐車施設の設置について
車いす用駐車施設 (省令第2条)	□車いすを使用している者が円滑に利用することができる駐車施設(以下「車いす使用者駐車施
(有市男 2 采)	設」という)を1以上設けているか
	2. 車いす使用者駐車施設の基準
	□幅は 350mm以上あるか
	□車いす使用者駐車施設又はその付近に、車いす使用者駐車施設の表示をしているか
	□省令第3条に規定する路外駐車場移動等円滑化経路の長さが、できるだけ短くなる位置に設け
	られているか
路外駐車場移動等	1. 経路について
円滑化経路	□車いす使用者駐車施設から道又は公園、広場その他の空地までの経路のうち1以上が、高齢者
(省令第3条)	や障害者等が円滑に利用できる経路(以下「路外駐車場移動等円滑化経路」という)となって
	いるか
	2. 路外駐車場移動等円滑化経路の基準
	□経路上に段を設けていないか(傾斜路を併設している場合は段を設けてもよい)
	□経路を構成する出入口の幅は80cm以上あるか
	◆経路を構成する通路は次の基準を満たしているか
	□幅は 120 c m以上あるか
	□50m以内ごとに車いすが回転できる場所があるか
	◆経路を構成する傾斜路(段に代わるもの又は段に併設するものに限る)は次の基準を満たして
	いるか
	□段に代わって設置している傾斜路の場合、幅は 120 c m以上あるか
	□段に併設している傾斜路の場合、幅は90cm以上あるか
	□勾配は 1/12(高さが 16 c m以下のものについては 1/8)を超えていないか
	□高さが 75 c mを超え、かつ勾配が 1/20 を超える場合、高さ 75 c m以内ごとに踏幅 150 c m以
	上の踊場を設けているか
	□次の(イ)又は(□)の条件に該当する傾斜路がある部分に手すりを設けているか
	(イ) 勾配が 1/12 を超える傾斜
	(ロ) 高さが 16 c mを超え、かつ勾配が 1/20 を超える傾斜
特殊の装置	1. 国土交通大臣が認める特殊の装置について
(省令第4条)	□特殊の装置がある場合、国土交通大臣の認定書を添付しているか